

とりまとめ報告書案（電子定款認証関係）についての法務省意見

事務局作成のとりまとめ報告書案（電子定款認証関係）についての法務省の意見のうち主なものは次のとおりである。

○結論について

定款認証を一部撤廃とする再生事務局案は、会社の不正使用増加を招くものであり、消費者等の第三者の保護や、経済のインフラとしての法人の透明性（F A T F 勧告 2 4 参照）確保の観点から、社会としてそのリスクを許容できない。次の法務省案のとおり、公証役場に来なくてもオンラインで面前確認を行うことができるようにするなど、バージョンアップして利用し易くした上で定款認証を存続するべきである。

- ・ 迅速な会社設立を実現するため、株式会社の電子定款（委任状等の添付書類も含め電子署名されたもの）の認証については、囑託人が希望した場合には 2 4 時間以内に行う。
- ・ 上記の定款認証における公証人の面前での手続は、スマートフォン等のデバイスを通じて音声及び画像を双方向でやりとりする手段によって行うことを可能とする。
- ・ 上記の各取組は本年中に実施する。

○合同会社について（1（1）コラム）

日本においては、利害関係者の利益保護等を原則として各利害関係者の判断に委ねることとしている会社類型として設けられた合同会社において定款認証が不要となっており、ルクセンブルクなどの欧州の一部における取組以上の取組が既に実現している。

○定款認証が果たしている機能について（1（2））

「公証人による発起人の真意の確認による設立後の会社法の規定順守の懲憑や不正な会社設立の抑止という機能があるという主張」は、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会によりされ、再生事務局にも意見書が送付されているところである。このことについて、「公証人の関係者から」主張があったとのとりまとめは、不正確かつ恣意的な表現であり、「日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会」と正確に記載すべきである。

○真正性の担保について（2（1））

「電子証明書に用いられる I C カードやパスワードが第三者の手に渡って不正

に利用されることが想定されること、また、公証人による面前確認がなくなり、パソコンの前のみで作業することで株式会社を設立できるようになると株式会社の犯罪使用が大がかりになりうるので、公証人の面前・双方向でのやりとりが必要であるといった指摘」は、日本弁護士連合会からあったものである。「公証人の関係者から」主張があったとのとりまとめは、不正確かつ恣意的な表現であり、「日本弁護士連合会」と正確に記載すべきである。

○真正性担保の結論部分について（２（１））

定款認証の真意の確認機能や不正な目的での起業抑止機能に照らし、電子署名が付された電子定款についても、公証人の面前における認証を撤廃すべきではなく、面前確認の方法を、スマートフォン等のデバイスを通じて音声及び画像を双方向でやりとりする手段によって、公証役場に出頭せずに行うことを可能にするなどし、面前確認手続が担保する機能の本質を維持しつつ、その方法をオンライン化してバージョンアップすることで、起業者にとっての利便性を高めることとすべきである。

「したがって、公証人の面前における認証を撤廃できる場合については、「電子署名が付された電子定款の活用」を条件とする。」との事務局案を削除することを求める。

○適法性の担保について（２（２））

機関設計等について多様な選択肢を認める会社法の下で、特定のモデルのみを優遇することの合理性は説明することが困難であり、また、モデル定款は、定款認証が果たしている不正防止等のその他の機能を代替するものでもないから、モデル定款によって定款認証を撤廃すべきではない。「公証人の認証が撤廃できる場合については、「適法なモデル定款の採用」を条件とする。」との事務局案を削除することを求める。

○不正な目的の起業抑止について（２（４））

不正目的の起業抑止の効果が重要だという意見は、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会からあったものであり、「公証人の関係者から」意見があったとのとりまとめは、不正確かつ恣意的な表現であり、「日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会」と正確に記載すべきである。

○不正な目的の起業抑止について（２（４）例２）

紹介されている事案は、株式会社を使用した詐欺犯罪や、欺罔的な手段による公正証書の取得を行おうとする者の存在を示し、抑止機能を維持し、高めて

いくことが必要であることを明らかにするものである。そこで、タイトルは、「株式会社を使用した詐欺犯罪や、欺罔的な手段による公正証書の取得を行おうとする者の存在を示す事案」とすべきである。